

E i w a N e w s

即時充当によるキャッシュレス還元に係る
消費税の仕入税額控除 他

令和元年 12 月
(No. 173)

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、2020年6月30日までに限り、中小・小規模事業者の店舗等でキャッシュレス手段を用いて支払いをした場合には、ポイント還元がされることとなっています。

今回は、コンビニエンスストア等が行っている即時充当があった場合の、キャッシュレス還元に係る消費税の仕入税額控除についてご紹介いたします。

また、多数お問い合わせをいただく、法人が業務委託契約を個人と締結する場合の留意点をご紹介いたします。

[1] 即時充当によるキャッシュレス還元に係る消費税の仕入税額控除

コンビニエンスストア等において電子マネー等で支払いを行い、即時充当を受けた場合の消費税の仕入税額控除の対象は、キャッシュレス還元前の金額です。

下記説例においては、還元前1,090円が仕入税額控除の対象です。

本制度は、自社ポイントのような「値引き」とは異なるため、キャッシュレス還元前の金額が仕入税額控除の対象とされます。

【即時充当】

レシート					
〇〇ストア					
東京都…		(仕 訳)			
2019年10月××日(土)	16:45	会議費	500	現金(電子マネー)	1,069
お茶	*1点 540 540円	仮払消費税(軽8%)	40		
文房具	1点 550 550円	事務用品費	500	雑収入(不課税)	21
合 計	1,090円	仮払消費税(10%)	50		
	8%対象 540円				
	(内消費税 40円)				
	10%対象 550円				
	(内消費税 50円)				
キャッシュレス還元	△ 21円				
交通系マネー支払	1,069円				
*印は軽減税率対象品目					

[2] 個人との業務委託契約

法人が業務委託契約を締結した個人に支払う対価は、「報酬」ではなく「給与」に該当する場合があります。

「報酬」か「給与」のどちらに該当するかは次の(1)から(5)などの事項一つ一つを総合勘案して判断されます。

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- (2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- (3) 空間的・時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものかどうか。
- (4) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- (5) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

(1) 他の個人・法人に替えることが	できる	報酬
	できない	給与
(2) 指揮監督を	受けない	報酬
	受ける	給与
(3) 空間的・時間的な拘束を	受けない	報酬
	受ける	給与
(4) 完成品を引渡さないで請求	できない	報酬
	できる	給与
(5) 材料又は用具等の提供を	受けていない	報酬
	受けている	給与

また、法人が業務委託契約を締結した個人に対価を支払う場合において、「給与」と判断された場合には給与所得として源泉徴収を行い、「報酬」と判断され一定の業務・職業などに該当する場合には報酬・料金等として源泉徴収を行います。

上記(1)から(5)などの 事項一つ一つを総合勘案して	給与		給与として源泉徴収
	報酬	一定の業務・職業など	報酬として源泉徴収
		上記以外	源泉徴収不要

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしく願い申し上げます。

本年も、皆様にはご厚情を賜わりまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしく願い申し上げます。